

資料番号

11

令和8年9月17日
課 名 教育委員会事務局
秘書広報室
担当者 室長 松田
内 線 4930

教育長定例記者会見等資料

令和8年9月11日

広島県教育委員会

令和9年度広島県公立高等学校の入学定員について

令和9年度広島県公立高等学校の入学定員については、次のとおりです。

○ 公立高等学校の入学定員の概要

1	全日制本校	14,600人	(令和8年度比 480人の減)
	※ 学級数	365学級	(令和8年度比 12学級の減)
2	全日制分校	1学級	(令和8年度と同数)
3	定時制	25学級	(令和8年度と同数)
4	通信制	700人	(令和8年度と同数)

※ 広島叡智学園高等学校の入学定員については、学則で定められています。
(令和9年度 広島叡智学園高等学校 60人)

令和9年度広島県公立高等学校の入学定員について

1 入学定員策定の設定条件

(1) 中学3年生在籍者数	24,798人	(令和8年度 25,222人)
(2) 卒業率	100.0%	(令和8年度 100.0%)
(3) 設定進学率	99.0%	(令和8年度 99.0%)
(4) 通信制・県外等への進学見込者数	2,850人	(令和8年度 2,550人)
(5) 公立受入率	69.0%	(令和8年度 68.4%)

2 受入計画の内容

(単位：人)

項 目	令和9年度	令和8年度	増減
中学3年生在籍者数	24,798	25,222	▲ 424
中卒見込者数	24,798	25,222	▲ 424
進学見込者数	24,550	24,970	▲ 420
通信制・県外等への進学見込者数	2,850	2,550	300
公私立受入の目安	21,700	22,420	▲ 720
公立受入数	14,968	15,346	▲ 378
全日制本校	14,600	15,080	▲ 480
学級数	365学級	377学級	▲ 12学級
全日制分校	1学級	1学級	0学級
定時制	25学級	25学級	0学級

3 学級増減の状況（全日制本校）

(単位：学級)

区 分		8年度	令和9年度		
		学級数	学級数	増減	学級増 学級減
県 計		377	365	▲ 12	0 ▲ 12
地 域	安芸高田市、安芸太田町、北広島町	8	8	0	
	広島市、大竹市、廿日市市、府中町、海田町、熊野町、坂町	178	174	▲ 4	可部（普通1） 大竹（総合1） 廿日市西（普通1） 安芸府中（普通1）
	呉市、東広島市、江田島市	54	51	▲ 3	広（普通1） 呉工業（機械・材料工学1〔注〕） 呉商業（情報ビジネス1）
	竹原市、三原市、尾道市、大崎上島町、世羅町	40	38	▲ 2	尾道商業（情報ビジネス1） 世羅（普通1）
	福山市、府中市、神石高原町	79	76	▲ 3	松永（総合1） 福山明王台（普通1） 福山商業（情報ビジネス1）
	三次市、庄原市	18	18	0	

〔注〕呉工業：機械科・材料工学科（くくり募集）を2学級から1学級とする。

令和9年度広島県公立高等学校の入学定員

(大学科ごとの入学定員)

区 分		令和9年度定員	令和8年度定員	差引増減
全 日 制 本 校	普 通 科	8,760	9,000	▲ 240
	地域社会学科	240	240	0
	農 業 科	600	600	0
	工 業 科	1,400	1,440	▲ 40
	商 業 科	1,040	1,160	▲ 120
	家 庭 科	240	240	0
	看 護 科	40	40	0
	福 祉 科	40	40	0
	体 育 科	80	80	0
	国 際 科	40	40	0
	総 合 学 科	2,000	2,080	▲ 80
	探 究 科	120	120	0
	計	14,600	15,080	▲ 480
全 日 制 分 校		1学級	1学級	0学級
定 時 制		25学級	25学級	0学級
通 信 制		700	700	0

(注1) 全日制本校(普通科)の定員には、併設型中高一貫教育校における併設型中学校からの入学予定者(約360人)を含む。

(注2) 広島散智学園高等学校の定員は、広島県立高等学校学則により別に定める。

(帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学定員)

学校名	課程	学科名	令和9年度定員	令和8年度定員
全 校	全日制	全学科	定員外で 各校2人以内	定員外で 各校2人以内

(秋季入学の入学定員)

学校名	課程	学科名	令和9年度定員	令和8年度定員
芦品まなび学園	定時制	普通科	6	6
東	通信制	普通科	30	30
広島市立 広島みらい創生	フレキシブル (平日登校コース)	キャリアデザイン科	6	6
	フレキシブル (通信教育コース)	キャリアデザイン科	10	10

(注1) 秋季入学の入学定員は、当該学校の課程・学科における入学定員の内数とする。

ただし、広島市立広島みらい創生高等学校については、それぞれの課程・学科における入学定員の外数とする。

(注2) 芦品まなび学園高等学校については、「午前」、「午後」、「夜間」の部ごとに2人とする。

(注3) 秋季入学の入学定員については、募集時における欠員を加える。

(全日制本校)

市区町名		学校名	学科名	R9年度 定員	R8年度 定員	差引 増減
広島市	中区	広島国泰寺	普通 普通 理数	240 80	240 80	0 0
		広島市立基町	普通 普通 創造表現	320 40	320 40	0 0
		広島市立舟入	普通 普通 国際コミュニケーション	280 40	280 40	0 0
		広島商業	情報ビジネス	320	320	0
	東区	広島市立広島商業	みらい商業	240	240	0
	南区	広島皆実	普通 衛生看護 体育	240 40 40	240 40 40	0 0 0
		広島工業	機械	80	80	0
			電気	80	80	0
			建築	80	80	0
			土木	40	40	0
			化学工学	40	40	0
		広島市立広島工業	機械	} 120	40	} 0
			電気		40	
			建築		40	
			自動車	40	0	
			情報電子	—	40	▲ 40
			環境設備	—	40	▲ 40
	情報工学	} 80	—	} 80		
	デザイン工学		—			
	西区	広島井口	普通	320	320	0
		広島観音	総合学科	280	280	0
安佐南区	安古市	普通	320	320	0	
	安西	普通	80	80	0	
	祇園北	普通 普通 理数	280 40	280 40	0 0	
	広島市立沼田	普通 普通 体育	240 80	240 80	0 0	
		可部	普通	200	240	▲ 40
安佐北区	高陽	普通	240	240	0	
	高陽東	総合学科	240	240	0	
	安芸区	安芸南	普通	200	200	0
佐伯区	五日市	普通	240	240	0	
	湯来南	普通	40	40	0	
	広島市立美鈴が丘	普通	—	—	0	
グローバル探究		240	240	0		
呉市	広島	普通	160	200	▲ 40	
	呉宮原	普通	200	200	0	
	呉三津田	普通	200	200	0	
	音戸	普通	40	40	0	
	呉工業	機械	} 40	} 80	} ▲ 40	
		材料工学				
	電気	} 40	} 40	} 0		
電子機械						
呉商業	情報ビジネス	120	160	▲ 40		
呉市立呉	総合学科	160	160	0		

市区町名	学校名	学科名	R9年度 定員	R8年度 定員	差引 増減
竹原市	竹原	普通 商業	40 40	40 40	0 0
	忠海	普通	80	80	0
	三原	普通	160	160	0
	三原東	普通	80	80	0
	総合技術	電子機械 情報技術 環境設備 現代ビジネス 人間福祉 食デザイン	40 40 40 40 40 40	40 40 40 40 40 40	0 0 0 0 0 0
	尾道東	普通 普通 国際教養	120 40	120 40	0 0
	御調	普通	80	80	0
	瀬戸田	普通	40	40	0
	尾道商業	情報ビジネス	160	200	▲ 40
	尾道北	総合学科	200	200	0
福山市	因島	総合学科	80	80	0
	福山葦陽	普通	320	320	0
	沼南	家政 園芸デザイン	40 40	40 40	0 0
	大門	普通 普通 理数	200 40	200 40	0 0
	福山明王台	普通	240	280	▲ 40
	神辺旭	普通 体育	200 40	200 40	0 0
	福山市立福山	普通	200	200	0
	福山工業	機械 電気 建築 工業化学 染織システム 電子機械	80 40 40 40 40 80	80 40 40 40 40 80	0 0 0 0 0 0
	福山商業	情報ビジネス	120	160	▲ 40
	福山誠之館	総合学科	320	320	0
	松永	総合学科	120	160	▲ 40
府中市	神辺	総合学科	200	200	0
	戸手	総合学科	200	200	0
	府中	普通	200	200	0
	上下	普通	40	40	0
	府中東	普通 インテリア 都市システム	80 40 40	80 40 40	0 0 0
	三次	普通	200	200	0
	日彰館	普通	80	80	0
三門市	三次青陵	総合学科	80	80	0

市区町名	学校名	学科名	R9年度 定員	R8年度 定員	差引 増減
庄原市	庄原格致	普通 普通	80	80	0
		医療・教職	40	40	0
	東城	普通	40	40	0
	西城紫水	普通	40	40	0
	庄原実業	生物生産学	40	40	0
		環境工学	40	40	0
		食品工学	40	40	0
生活科学		40	40	0	
大竹市	大竹	総合学科	120	160	▲ 40
東広島市	賀茂	普通	240	240	0
	賀茂北	普通	40	40	0
	黒瀬	普通	80	80	0
		福祉	40	40	0
	河内	普通	80	80	0
	豊田	普通	40	40	0
	広島	普通	240	240	0
	西条農業	園芸	40	40	0
		畜産	40	40	0
		生活	40	40	0
農業機械		40	40	0	
緑地土木		40	40	0	
生物工学		40	40	0	
食品科学	40	40	0		
廿日市市	廿日市	普通	280	280	0
	佐伯	普通	40	40	0
	廿日市西	普通	120	160	▲ 40
	宮島工業	機械	80	80	0
		電気	80	80	0
		情報技術	80	80	0
建築		80	80	0	
インテリア	80	80	0		
素材システム	40	40	0		
安芸高田市	吉田	探究	120	120	0
		アグリビジネス	40	40	0
	向原	普通	40	40	0
江田島市	大柿	普通	40	40	0
府中町	安芸府中	普通	160	200	▲ 40
国際		40	40	0	
海田町	海田	普通	200	200	0
家政		80	80	0	
熊野町	熊野	普通	160	160	0
安芸太田町	加計	普通	40	40	0
北広島町	千代田	普通	80	80	0
大崎上島町	大崎海星	普通	40	40	0
世羅町	世羅	普通	40	80	▲ 40
		生活福祉	40	40	0
		農業経営	40	40	0
神石高原町	油木	普通	40	40	0
産業ビジネス		40	40	0	

(注1) 広島市立広島工業高等学校の機械科・電気科・建築科は「ものづくり探究科」として、自動車科は「自動車探究科」として、情報工学科・デザイン工学科は「情報デザイン探究科」として募集を行う。

(注2) 福山市立福山高等学校の定員には、併設型中学校（福山市立福山中学校）からの入学予定者（約120人）を含む。

(注3) 三次高等学校の定員には、併設型中学校（広島県立三次中学校）からの入学予定者（約80人）を含む。

(注4) 広島高等学校の定員には、併設型中学校（広島県立広島中学校）からの入学予定者（約160人）を含む。

(注5) 広島観智学園高等学校の定員は、広島県立高等学校学則により別に定める。

(注6) 技能連携を実施する学校・学科については、現時点の予定である。技能連携の実施については、各高等学校の入学選抜実施要項で確認すること。

(全日制分校)

市区町名	学校名	学科名	R9年度学級数	R8年度学級数	差引増減
北広島町	加計 芸北	普通	1	1	0

(定時制)

市区町名	学校名	学科名	R9年度学級数	R8年度学級数	差引増減
広島市 安芸市 北區	可部	普通 夜間	1	1	0
呉市	呉工業	機械（技能連携を含む） 夜間	1	1	0
		電気 夜間 キャリアデザイン 夜間	1	1	0
三原市	三原	普通 午前 普通 夜間	1 1	1 1	0 0
尾道市	広島県尾道南	普通 夜間	1	1	0
	因島	普通 夜間	1	1	0
福山市	福山誠之館	普通 夜間	1	1	0
	福山葦陽	普通 午前	1	1	0
	松永	普通 夜間	1	1	0
	芦品まなび学園	普通 午前	1	1	0
		普通 午後	1	1	0
		普通 夜間	1	1	0
	福山工業	機械（技能連携を含む） 夜間	1	1	0
		電気 夜間	1	1	0
三次市	三次	普通 夜間	1	1	0
東広島市	賀茂	普通 夜間	1	1	0
廿日市市	廿日市	普通 夜間	1	1	0
	宮島工業	機械（技能連携を含む） 夜間	1	1	0

(通信制)

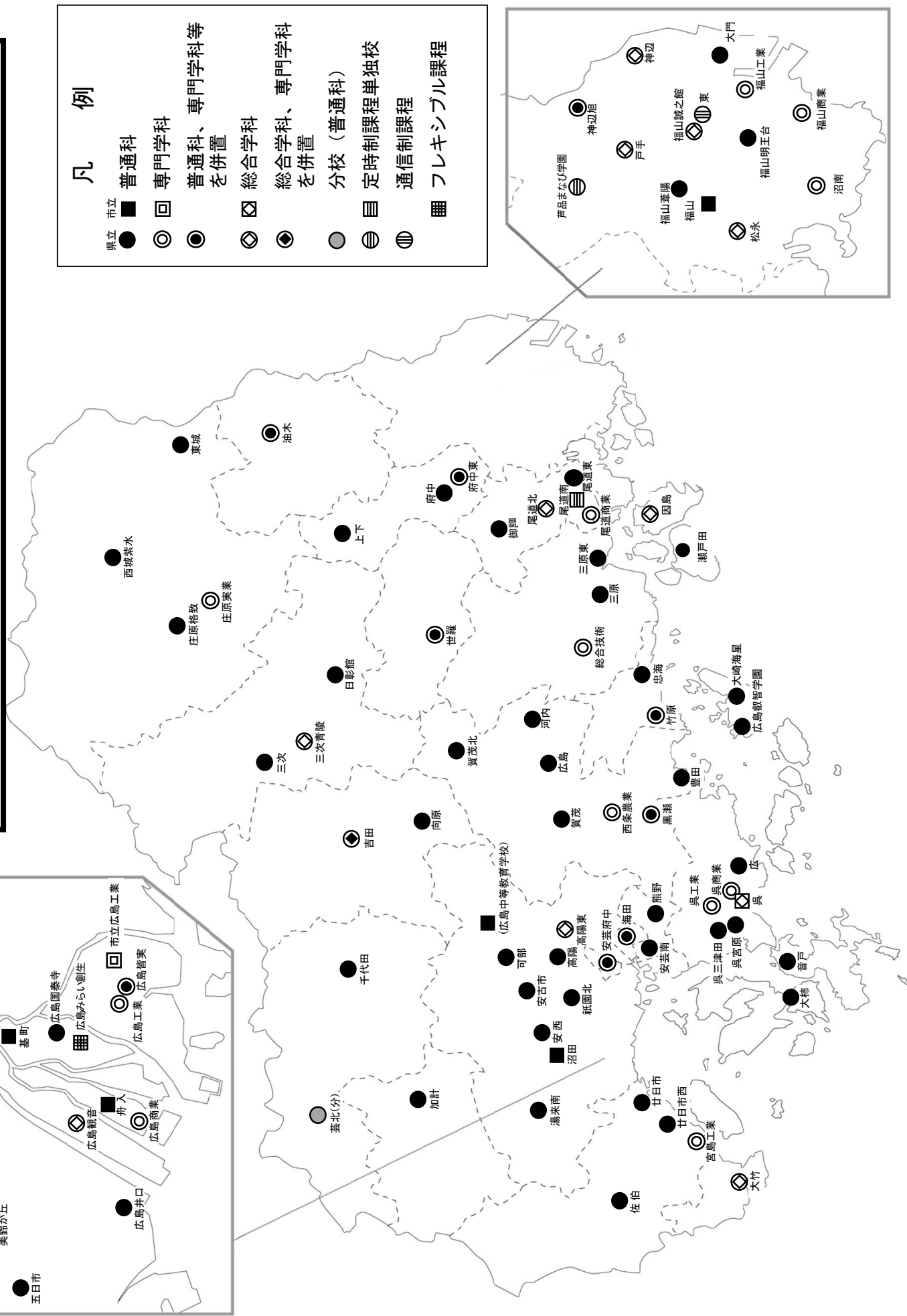
市区町名	学校名	学科名	R9年度定員	R8年度定員	差引増減
福山市	東	普通	300	300	0

(通信教育連携協力施設)

学校名	施設名	広島県立高等学校通信教育に関する規則第3条第3項に規定する定員
東	世羅高等学校	40
	三原学習会場	40
	尾道学習会場	—

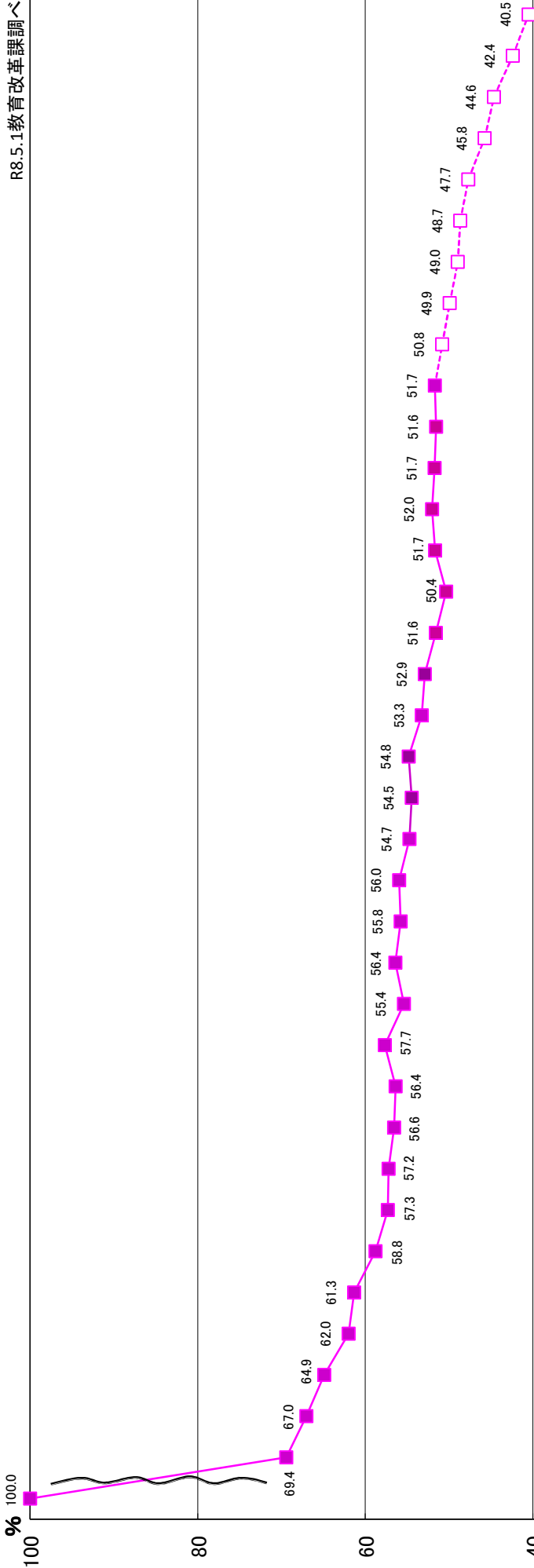
(フレキシブル〔定時制・通信制〕)

市区町名	学校名	学科名	R9年度定員	R8年度定員	差引増減
広島市 中區	広島市立	キャリアデザイン 平日登校コース	240	240	0
	広島みらい創生	キャリアデザイン 通信教育コース	400	400	0



広島県における中学3年生在籍者数の推移(昭和63年度＝100)

R8.5.1教育改革課調べ



Series	In-school students (excluding students who have moved out of school)																Total																				
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
Series1	48,780	33,866	32,699	31,661	30,243	29,922	28,680	27,964	27,920	27,589	27,505	28,129	27,027	27,520	27,208	27,302	26,704	26,568	26,749	25,976	25,813	25,159	24,561	25,206	25,389	25,234	25,151	25,222	24,798	24,358	23,885	23,749	23,275	22,321	21,780	20,686	19,762
Series2	100.0	69.4	67.0	64.9	62.0	61.3	58.8	57.3	57.2	57.2	56.6	56.4	57.7	55.4	56.4	55.8	56.0	54.7	54.5	54.8	53.3	52.9	51.6	50.4	51.7	52.0	51.7	51.6	51.7	49.9	49.0	48.7	47.7	45.8	44.6	42.4	40.5

※ ()内は高校入学年度を示す。広島市立広島中等教育学校、広島淑智学園中学校の在籍生徒数を除く。

※ 系列1・・・中学3年生在籍者数

※ 系列2・・・昭和63年度中学3年生在籍者数を100としたときの、各年度中学3年生在籍者数の割合

▲424人

令和9年度広島県公立高等学校入学者選抜日程

1 全日制の課程・定時制の課程・フレキシブル課程（定時制・通信制）

一次選抜（併設型高等学校）

内 容	実 施 日 ・ 期 間	【参考】令和8年度選抜
出願登録	志願者登録・中学校確認登録	1月5日（火）～1月18日（月）16時
	高等学校確認登録	1月19日（火）～1月22日（金）正午
調査書等提出	1月25日（月）～1月29日（金）正午	2月4日（水）～2月9日（月）正午
学力検査・自己表現等	2月3日（水）～2月4日（木）	2月12日（木）～2月19日（木）正午
追 検 査	2月9日（火）	2月25日（水）～2月27日（金）
合 格 者 発 表	2月12日（金）	3月4日（水）
		3月9日（月）

（帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜も同一日程とする。）

一次選抜（併設型高等学校を除く。）

内 容	実 施 日 ・ 期 間	【参考】令和8年度選抜
出願登録	志願者登録・中学校確認登録	1月21日（木）～2月2日（火）16時
	高等学校確認登録	1月22日（木）～2月3日（火）16時
志 願 変 更	2月3日（水）～2月8日（月）正午	2月4日（水）～2月9日（月）正午
調査書等提出	2月10日（水）～2月17日（水）正午	2月12日（木）～2月18日（水）正午
学力検査・自己表現等	2月10日（水）～2月18日（木）正午	2月12日（木）～2月19日（木）正午
追 検 査	2月24日（水）～2月26日（金）	2月12日（木）～2月19日（木）正午
合 格 者 発 表	2月24日（水）	2月25日（水）～2月27日（金）
	3月3日（水）	3月4日（水）
	3月8日（月）	3月9日（月）

（全日制の課程においては、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜も同一日程とする。）

二次選抜

内 容	実 施 日 ・ 期 間	【参考】令和8年度選抜
出願登録・調査書等提出	3月11日（木）～3月15日（月）正午	3月12日（木）～3月16日（月）正午
自 己 表 現 等	3月16日（火） 3月23日（火）広島市立広島みらい創生高等学校	3月17日（火） 3月23日（月）広島市立広島みらい創生高等学校
合 格 者 発 表	3月17日（水） 3月24日（水）広島市立広島みらい創生高等学校	3月18日（水） 3月24日（火）広島市立広島みらい創生高等学校

連携型中高一貫教育に関する選抜

内 容	実 施 日 ・ 期 間	【参考】令和8年度選抜
出願登録	志願者登録・中学校確認登録	1月21日（木）～2月2日（火）16時
	高等学校確認登録	1月22日（木）～2月3日（火）16時
調査書等提出	2月3日（水）～2月8日（月）正午	2月4日（水）～2月9日（月）正午
自己表現等	2月10日（水）～2月18日（木）正午	2月12日（木）～2月19日（木）正午
追 検 査	2月25日（木）～2月26日（金）	2月26日（木）～2月27日（金）
合 格 者 発 表	3月3日（水）	3月4日（水）
	3月8日（月）	3月9日（月）

2 通信制の課程

内 容	実 施 日 ・ 期 間	【参考】令和8年度選抜
出 願 登 録 等	2月19日（金）～3月18日（木）正午	2月20日（金）～3月19日（木）正午
自 己 表 現 等	高等学校長が別に定める。	高等学校長が別に定める。
合 格 者 発 表	3月末日までに行う。	3月末日までに行う。

3 秋季入学のための選抜

内 容	実 施 日 ・ 期 間	【参考】令和8年度選抜
入 学 願 書 等 受 付	9月1日（水）～9月6日（月）正午	9月1日（火）～9月4日（金）正午
自 己 表 現 等	9月13日（月）	9月11日（金）
合 格 者 発 表	9月16日（木）	9月16日（水）

（秋季入学のための選抜の実施日・期間は、令和9年のものである。）

令和9年度広島県立広島叡智学園高等学校入学者選抜日程

＜海外等連携協定に基づく入学者選抜＞

内 容	実 施 日 ・ 期 間	【参考】令和8年度選抜
出 願 書 類 等 受 付	8月3日（月）～9月18日（金）正午	8月1日（金）～9月22日（月）正午
面 接 等	10月9日（金）	10月3日（金）、4日（土）
合 格 者 発 表	10月21日（水）	10月22日（水）

＜外国人等生徒を対象にした入学者選抜＞

内 容	実 施 日 ・ 期 間	【参考】令和8年度選抜
出 願 書 類 等 受 付	8月3日（月）～9月18日（金）正午	8月1日（金）～9月22日（月）正午
面 接 等	10月10日（土）、10月11日（日）	10月11日（土）、10月12日（日）
合 格 者 発 表	10月21日（水）	10月22日（水）

令和9年度広島県立特別支援学校高等部の入学定員について

令和9年度広島県立特別支援学校高等部の入学定員については、次のとおりです。

- 1 普通科（職業コースを除く。）
前年度と同様に、教育長が別に定める。
- 2 普通科職業コース

福山北特別支援学校	16人	（令和8年度と同数）
※学級数	2学級	（令和8年度と同数）
広島北特別支援学校	16人	（令和8年度と同数）
※学級数	2学級	（令和8年度と同数）
- 3 専門教育を主とする学科

広島中央特別支援学校		
保健理療科	8人	（令和8年度と同数）
※学級数	1学級	（令和8年度と同数）
専攻科理療科	8人	（令和8年度と同数）
※学級数	1学級	（令和8年度と同数）
専攻科保健理療科	8人	（令和8年度と同数）
※学級数	1学級	（令和8年度と同数）

「学校と家庭・地域との良好な関係づくりを進めるためのガイドライン」の策定について

広島県教育委員会では、学校と家庭・地域との相互理解と信頼関係の構築を図るとともに、学校及び教育委員会が保護者等への対応を組織的に行うため、「学校と家庭・地域との良好な関係づくりを進めるためのガイドライン」を策定しました。

1 趣旨・背景

学校と家庭・地域は、子供たちの安全・安心と成長を支える重要なパートナーであり、相互理解と信頼関係の構築が不可欠です。

令和7年6月に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年10月1日施行）が公布され、カスタマーハラスメント防止措置が義務付けられることとなりました。

教職員の勤務環境を害する過剰な苦情や不当な要求等から教職員を保護するため、県教育委員会と学校が連携した対応の在り方や学校の組織的な対応手順等を示したガイドラインを策定しました。

2 ガイドラインの内容

(1) 良好な関係づくりを進めるための基本的な考え方

- ・子供たちの安全・安心と成長が第一
- ・家庭・地域は協働するパートナー
- ・教職員が働きやすい職場環境づくり

(2) 保護者等対応の原則

保護者等へ対応する際の基本的な考え方、対応手順を整理しています。

(3) 社会通念上許容される範囲を超えた言動への対応

教職員の勤務環境を害する過剰な苦情や不当な要求等について、学校と県教育委員会が連携して対応する基本方針や対応手順を整理しています。

(4) 具体的事例の掲載

具体的な事例について、対応の考え方や留意点を掲載しています。

3 スケジュール

令和8年10月1日適用

4 ガイドラインについて

別紙のとおり

「学校と家庭・地域との良好な関係づくりを進めるためのガイドライン」の策定について（概要）

本ガイドラインの位置付け

- 学校と家庭・地域は、子供たちの安全・安心と成長を支える重要なパートナーであり、相互理解と信頼関係の構築が不可欠
- 一方で、令和7年6月に改正労働施策総合推進法が成立し、カスタマーハラスメントを防止する措置が義務付けられた（令和8年10月1日施行）
- 教職員の勤務環境を害する過剰な苦情や不当な要求等には、学校と県教育委員会が連携して組織的に対応する必要がある

平成25年に策定した「保護者等対応事例集」を基にガイドラインとして再構成

- 県教育委員会と学校が連携した対応の在り方や組織的な対応の手順を整理
- 社会通念上許容される範囲を超えた言動に対する基本方針を明確化

保護者等と連携・協働のために

● 基本的な考え方

- ① **子供たちの安全・安心と成長が第一** : 「子供にとって何が最善か」という視点を共有
- ② **家庭・地域は協働するパートナー** : 保護者等（保護者や地域住民）を「共に子供を育てるパートナー」として尊重
- ③ **教職員が働きやすい職場環境づくり** : 教職員が一人で抱え込むことのないよう、学校全体で情報を共有し対応

● 保護者等対応の原則（4つの柱）

①「事実を基に」対応する

②「誠意をもって」対応する

③「法的な根拠を踏まえて」対応する

④「組織的に」対応する

● 基本対応の3ステップ

1 初期対応

- ・傾聴：心理的事実を受け止め共感を示す
- ・把握：相手の主張と事実関係を可能な限り把握する
- ・記録：内容・日時・対応者を正確に記録する
- ・即答回避：事実が不明な場合は確認して連絡する

2 報告

- ・把握した内容を速やかに管理職へ報告する
- ・些細なことでも一人で抱えず報告する

3 その後の対応

- ・事実関係の整理：客観的な事実を整理する
- ・組織対応：学校としての回答を決定する
- ・面談の設定：必要に応じ相手との面談を設定する（複数の教職員で対応）

保護者等対応の手順（目安）

●基本対応

- ①相談・要望の受付（初期対応）：誠実な対応、対応の記録
- ②報告・確認・対応方針の整理：管理職への報告、事実関係の確認、学校が対応できる範囲の整理
- ③通常対応（１～２回目）：複数の教職員での対応、対応可能な時間の設定（平日の放課後30分以内を目安）
- ④社会通念上許容される範囲を超えた言動に該当するか判断：県教育委員会の担当課と連携し、校長が判断

●社会通念上許容される範囲を超えた言動への対応

- ⑤管理職を中心に対応（３回目以降）：顧問弁護士等の知見を活用、不当な要求等には応えられないことを明確に伝える
- ⑥対応の制限・終了の検討：暴行・脅迫等の明らかな違法行為がある場合は警察等の関係機関と連携して対応
- ⑦対応後のフォロー：教職員のメンタルヘルスケア、関係者へのフォローアップ
- ⑧再発防止措置：学校の対応等の振り返り、対応方針の再周知

社会通念上許容される範囲を超えた言動

●社会通念上許容される範囲を超えた言動とは

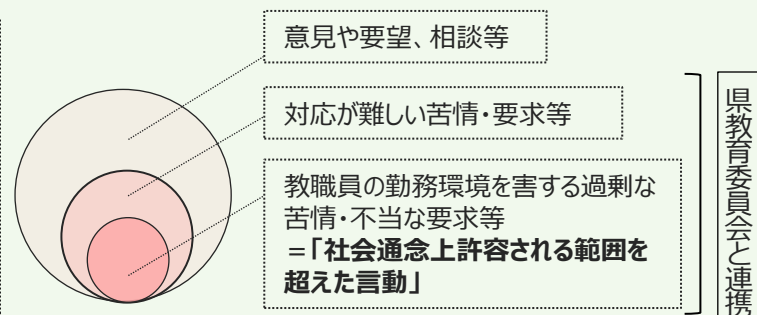
- ・教職員に対して行われる保護者等の言動で、業務の性質等に照らして社会通念上許容される範囲を超え、教職員の勤務環境が害されるものをいう。
- ・社会通念上許容される範囲を超えた言動に該当するかは、苦情・要求等の「内容」と「手段・態様」を総合的に勘案し、県教育委員会と連携して校長が判断する。
※苦情・要求等の「内容」又は「手段・態様」のうち、どちらか一方でも社会通念上許容される範囲を超えると判断される場合は該当します。（正当な意見や相談そのものを制限するものではありません。）

【内容が社会通念を超えるもの（例）】

- ・そもそも要求に理由がない又は学校における教育活動と関係のない要求
- ・学校の教育活動及び学校運営の範囲を著しく超える対応を求めるもの
- ・対応が著しく困難又は対応が不可能な要求
- ・相当性を欠く賠償要求 等

【手段・態様が社会通念を超えるもの（例）】

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害など）
- ・継続的・執拗な言動
- ・威圧的な言動
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱など）
- ・拘束的な言動 等



学校と家庭・地域との 良好な関係づくりを進めるためのガイドライン

令和8年10月

広島県教育委員会

目 次

1 はじめに	1
--------------	---

2 基本的な考え方	4
-----------------	---

- 2.1 良好な関係づくりを進めるための基本的な考え方
- 2.2 県教育委員会、学校、教職員が取り組むこと
- 2.3 保護者等対応の原則 4つの柱
- 2.4 保護者等対応の手順(全体)
- 2.5 保護者等対応の手順(意見や要望、相談等)
- 2.6 基本対応の3ステップ
- 2.7 (初期対応)「傾聴」による受け止め
- 2.8 (初期対応)把握・記録・即答回避
- 2.9 (その後の対応)面談の三原則
- 2.10 対応が難しい場面の例、対応方法

3 社会通念上許容される範囲を超えた言動への対応	15
--------------------------------	----

- 3.1 社会通念上許容される範囲を超えた言動に対する基本方針
- 3.2 学校で起こり得る社会通念上許容される範囲を超えた言動
- 3.3 保護者等対応の手順(社会通念上許容される範囲を超えた言動)
- 3.4 録音等について
- 3.5 県教育委員会による支援体制
- 3.6 主な相談先
- 3.7 教職員のメンタルヘルスケア等

4 保護者等対応事例	24
------------------	----

- ケース1 成績に対する保護者からの問合せ
- ケース2 出席時間数が不足する生徒の保護者からの苦情
- ケース3 SNS上のトラブルに対する学校の指導に納得しない保護者への対応
- ケース4 いじめ指導に対する加害生徒の保護者からの不満
- ケース5 盗難被害にあった生徒の保護者からの要求
- ケース6 生徒の交通マナーに対する地域住民からの苦情
- ケース7 発熱して一人で帰宅させた生徒の保護者からの苦情
- ケース8 なぜ試合に出場させないのかと保護者から部活動の顧問に詰問
- ケース9 運動会の練習での放送音に対する地域住民からの苦情
- ケース10 保護者から「担任を変えてほしい」との要求
- ケース11 学校諸費会計に対する保護者からの苦情
- ケース12 社会通念上許容される範囲を超えた言動を受けた事例

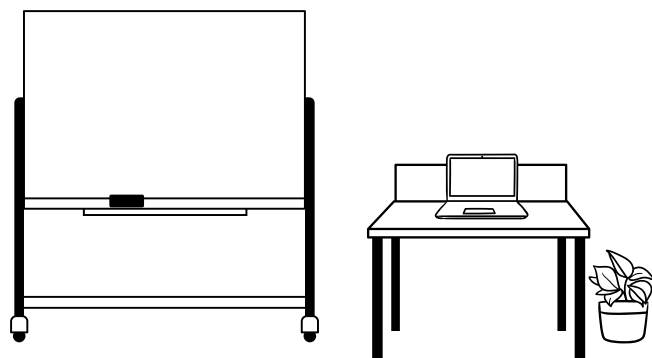
(参考) 様々な心理的效果等	37
----------------------	----

保護者等対応メモ	38
----------------	----

参考文献	39
------------	----

※ 各項目をクリックすると該当ページが表示されます

1 はじめに



本県では、「信頼される公教育」の実現に向け、学校と家庭・地域、関係機関がそれぞれの教育力を生かしながら、連携・協働による教育活動の充実に取り組んでいます。

学校には、保護者や地域住民(以下「保護者等」という。)から様々な意見や要望、相談等が寄せられますが、その多くは教育活動を見直し、改善を図るための重要な契機となるものです。これらを真摯に受け止め、教育活動に生かしていくことが、「信頼される公教育」の実現につながります。

保護者等との関係が、児童生徒の成長を支える協働関係であることを踏まえ、保護者等からの意見や要望、相談等には、教育的観点から丁寧に対応し、信頼関係の構築に努めることが重要です。

一方で、令和7年6月には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第63号)」(以下「改正労働施策総合推進法」という。)が成立し、令和8年10月1日から、カスタマーハラスメント防止のための方針を明確化することが求められています。

教職員の勤務環境を害する過剰な苦情、不当な要求等に対しては、管理職を中心に、県教育委員会と連携しながら組織として適切に対応する必要があります。

これらのことを踏まえ、本ガイドラインは、学校が、家庭・地域とのより良好な関係づくりを進めるための対応方針や日頃からの取組の留意点について示しています。

本ガイドラインが、学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりの一助になれば幸いです。

本ガイドラインの 位置付け



本ガイドラインは、県立学校（以下「学校」という。）において、全ての教職員が県教育委員会と連携しながら組織として一貫した対応を行うための指針として活用するとともに、その趣旨を家庭や地域とも共有することで、相互理解と信頼関係の構築を図ることを目的としています。

策定に当たっては、平成25年に県教育委員会が策定した「保護者、地域と学校の協力のために【保護者等対応事例集】」を基に、その後の社会情勢の変化や学校を取り巻く環境の変化等を踏まえて内容を再整理するとともに、県教育委員会と学校が連携した対応の在り方や組織的な対応の手順等を加え、ガイドラインとして再構成したものです。

また、「3 社会通念上許容される範囲を超えた言動への対応」については、改正労働施策総合推進法の趣旨を踏まえ、学校における基本的な対応の考え方を示すとともに、同法において定めるべきとされている基本方針としても位置付けるものです。

2 基本的な考え方

2.1 良好な関係づくりを進めるための基本的な考え方

家庭・地域と良好な関係づくりを進めるため、学校においては、次の3つの考え方を基本とします。

① 子供たちの安全・安心と成長が第一

家庭・地域との関係づくりや課題解決に当たっては、常に「子供にとって何が最善か」という視点を共有し、子供の安全・安心と成長につながる対応を行う。

② 家庭・地域は協働するパートナー

保護者等を、「共に子供を育てるパートナー」として尊重し、相互理解と信頼関係の構築を図る。積極的に学校の取組等について情報発信を行うとともに、保護者等の意見や思いを丁寧に聴く姿勢を持つ。

③ 教職員が働きやすい職場環境づくり

教職員が一人で抱え込むことのないよう、学校全体で情報を共有し、組織的に対応する。必要に応じて県教育委員会や関係機関、専門家と連携しながら課題解決を図る。

2.2 県教育委員会、学校、教職員が取り組むこと

家庭・地域との良好な関係づくりを進めるため、県教育委員会、学校、教職員は、それぞれ次のような取組を行います。

県教育委員会として取り組むこと

◆学校への伴走支援

本ガイドラインの周知、教職員に対する研修の実施等を通じて、保護者等への対応に関する知識や対応力の向上を図り、学校と保護者等の信頼関係の構築を促進する。

◆保護者等の理解促進のための情報発信

保護者等向けの広報や、教育方針の説明を通じて、学校運営に関する方針や学校における対応状況や取組の進捗について、丁寧かつ継続的な情報発信を行い、保護者等の理解を促進する。

学校として取り組むこと

◆学校運営方針に関する理解を醸成

学校運営の基本的な方針等を明確にし、教育活動の現状、課題などについて保護者等に対して十分な説明を行い、理解と協力を求める。

◆保護者等との意見交換の機会の確保

保護者等と双方向で意見交換をする機会を作り、保護者等の意見や要望、相談等を把握しつつ、学校側からも学校運営などに係る情報を提供する。

教職員として取り組むこと

◆児童生徒等との信頼関係の構築

日頃の教育活動の中で、一人一人の児童生徒との信頼関係を深め、より良い関係を築く。
担当者一人で抱えずに、他の教職員等と連携しながら関係を深めていく。

◆日常的なコミュニケーション

児童生徒の良い面や成長の様子を保護者に伝える。また、管理職等を中心に、保護者等への情報発信を心がける。

◆傾聴・受容・共感を基本とした保護者対応

保護者等の相談を受ける際は、相手の思いを汲み取り、落ち着いて話を聞く姿勢を基本としながらコミュニケーションを取る。（11ページ「（初期対応）「傾聴」による受け止め」参照）

2.3 保護者等対応の原則 4つの柱

実際に教職員が保護者等への対応を行う際は、次の4つの柱に基づいて対応することが重要です。

💡 どんな場面でも、この4つの柱が良好な関係づくりの基本となる

柱1 「事実を基に」対応する

- **5W1H**（いつ・どこで・誰が・何を・なぜ・どのように）を確認し、客観的な事実
に立脚して対応する。

柱2 「誠意をもって」対応する

- 学校が把握している事実や指導方針の理由などについて、
誠意をもって説明する。
- 相手に**不安・焦り・苛立ち**といった感情が見られる場合は、その心理的事実を受け止め、丁寧に対応する。

柱3 「法的な根拠を踏まえて」対応する

- 教職員の経験や先例のみに頼らず、**社会通念上のルール・法的根拠**に基づいて判断・対応する。

柱4 「組織的に」対応する

- 担当者が抱え込まず、**管理職・主任等に速やかに報告し**、組織として一体的に動く。

2.4 保護者等対応の手順（全体）

	対応内容	留意事項
基本対応	① 相談・要望の受付（初期対応）	傾聴、要望の把握
	② 報告・確認・対応方針の整理	5W1Hに基づく事実確認、対応できる範囲を整理
	③ 通常対応（1～2回目）	複数での対応、対応方針を明確に伝える
	④ 社会通念上許容される範囲を超えた言動に該当するか判断	県教育委員会の担当課と連携し、判断する
社会通念超	⑤ 管理職を中心に対応（3回目以降）	顧問弁護士等の知見を活用
	⑥ 対応の制限・終了の検討	相手が応じない場合、警察等の関係機関に連絡
終了	⑦ 対応後のフォロー	職員のメンタルケア、関係者へのフォローアップ
	⑧ 再発防止措置	対応の振り返り、方針の再周知

2.5 保護者等対応の手順（意見や要望、相談等）

①～④は学校における保護者等対応の標準的な手順です。

ただし、実際には、状況に応じた柔軟な対応が求められるため、あくまでも目安と考えてください。

① 相談・要望の受付（初期対応）

- ・まずは丁寧に傾聴し、**誠実に対応**する。
- ・**対応の記録**を残す。（意見や要望、相談等の内容によっては、電話機の録音機能やボイスレコーダー等を使用する。）
- 👉 ポイント：「相手の心理的事実を受け止める」「事実関係が不明確なことについて即答しない」

② 報告・確認・対応方針の整理

- ・記録を基に**速やかに管理職へ報告**する。
- ・意見や要望・相談等の内容について**事実関係（5W1H）を確認**する。
- ・**学校として対応できる範囲**を整理する。
- 👉 ポイント：「小さなことでも速やかに報告する」

学校としての対応方針の整理に悩む場合は、この時点から県教育委員会の担当課に相談することが望ましい。
 なお、初期対応の時点から相手の言動が「社会通念上許容される範囲を超えた言動」（17・18ページ参照）に該当する恐れがある場合は、速やかに県教育委員会の担当課に連絡する。

③ 通常対応（目安：1～2回目）

- ・**複数の教職員で対応**する。
- ・対応の時間は、原則として**平日の放課後、30分まで**を目安（状況に応じ60分程度まで）とする。
- ・②で確認・整理した「事実関係」「学校として対応できる範囲」について説明し、解決に向けて話し合う。
- 👉 ポイント：「組織的な対応方針であることを伝える」「対応できる範囲を超えた約束は安易にしない」

④ 県教育委員会との連携

- ・③で解決に至らない場合、県教育委員会の担当課と連携し「**社会通念上許容される範囲を超えた言動**」に該当するか判断する。

「社会通念上許容される範囲を超えた言動」に該当する場合 ⇒ **19ページを参考に対応する。**

「社会通念上許容される範囲を超えた言動」に該当しない場合 ⇒ **県教育委員会と連携して再度対応方針を整理する。**

2.6 基本対応の3ステップ

保護者等に対応する際には、訴え等を適切に受け止める「初期対応」と、管理職や主任等への「報告」、問題の解決に向けての「その後の対応」の3ステップがあります。

💡 初期対応→報告→その後の対応、この3ステップで組織的に対応する

STEP 1 初期対応

- **傾聴**：話を最後まで聴き、相手に不安や焦りの感情がある場合、その心理的事実を受け止めながら、共感を示す。
- **把握**：相手の主張と事実関係を可能な限り把握する。
- **記録**：内容・日時・対応者を正確に記録しておく。
- **即答回避**：事実が不明な場合は「確認して連絡します」と期限を示す。

STEP 2 報告

- **速やかに上位職へ**：記録を基に、関係主任等→管理職の順に速やかに報告する。
- **「このぐらいなら」は厳禁**：どんな小さなことでも報告を怠らない。
- **一人で抱え込まない**：一人で抱え込むと対応が遅れ、問題が深刻化するリスクがある。

STEP 3 その後の対応

- **事実関係の整理**：関係者から情報を収集し、客観的な事実を整理する。
- **組織対応**：組織として対応策を検討し、学校としての回答を決定する。
- **面談の設定**：必要に応じ相手との面談を設定し、学校の回答を示す。（複数の教職員で対応するため、面談の形が望ましい。）

2.7 (初期対応)「傾聴」による受け止め

保護者等が来校して面談する場合や、電話で対応する場合は、まず、保護者等からの意見や要望、相談等を正確に受け止めます。相手に不安や焦りの感情が見られる場合は、その**心理的事実**を受け止めながら、訴えの主な内容を把握し、記録します。

重要なのは「**共に子供を育てるパートナー**」として尊重する誠実な気持ちです。それは、表情や態度、話し方にも現れます。初期対応で信頼関係を築くことができると、その後の対応が円滑に進み、学校への信頼感が増します。

「傾聴」による受け止め

- 相手の話を遮らず最後まで聴く。「相づち」「うなずき」「繰り返し」で共感を示す
- 共感・感謝を示す表現で安心感・信頼感につなげる：「それは大変でしたね。」「御心配をおかけして申し訳ありません。」
- 内容を要約して返す（**明確化**）も有効：「つまり～ということですね。」
- 誤解や誤認があっても、**すぐに否定せず**最後まで聴く
- こちらの意見は相手の話を十分に聴いた**後**で伝える

「聴く」姿勢がその後の対応全体を左右する

2.8 (初期対応) 把握・記録・即答回避

💡 事実を正確に把握し、記録に残すことが、その後の組織的な判断や対応の前提となる

🔍 相手の意見や要望、相談等の把握

- 相手が最も訴えたいことを「傾聴」の中で整理する。
- 安易に「不当な要求」と捉えるのではなく、学校へのアドバイスであると考え

傾聴しながら相手の本質的な訴えを見極める

📄 正確な記録

- 相手の訴え・学校が説明した内容を記録する。
※意見や要望、相談等の内容によっては、電話機の録音機能やボイスレコーダー等を使用する。
- 警察への通報や訴訟に発展した場合の重なる「証拠」となる。
※「保護者等対応メモ」の活用を推奨

記録は後の組織対応・法的対応の際の根拠となる

💬 対応を求められたら

- 事実が明確でない場合は急いで回答しない。
- 「事実を確認して改めて連絡します」と期限を明示する。
- 謝罪する場合は「何に対する謝罪か」を明確にして心を込めて謝罪する。

曖昧な回答は相手の誤解を招くため、明確でないことには即答しない。

2.9 (その後の対応) 面談の三原則

面談を実施する際は、次の三原則を守ることによって、双方にとって良好な関係を維持しやすくなります。
また、事前に用件を聞いておくことで、適切な対応を行う準備を整えることができます。



原則 ① 人の制限

- 複数の教職員で対応し、記録係・連絡係など役割分担を事前に決めておく。
- 法定代理人である保護者と対応することが原則。事前に知らされていない者が同行していたときは別室で待ってもらおう等の対応を行う。



原則 ② 場の制限

- 学校の応接室など、公的機関の開放された部屋で面談を行う。
- 原則として県の管理権限が及ぶ場所に対応する。



原則 ③ 時の制限

- 対応可能な時間を事前に伝えておく。
※対応時間の目安：30分以内
- 平日の放課後、勤務時間内での対応となるよう設定する。

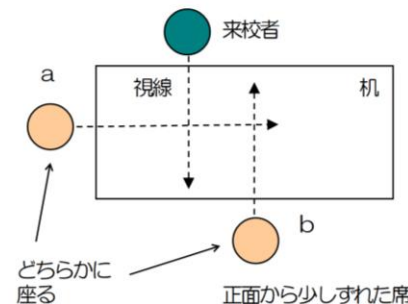
●座席配置の工夫：視線が正面からぶつからないように座ることで、緊張感・対立感が和らぐ効果がある。

○ 1 人对 1 人の場合

来校者の正面に座ると、対立の構図になってしまう。

対応者は a の席か、正面から少しずれた b の席に座ると緊張感を和らげることができる。

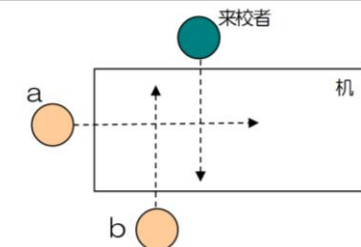
a の席と b の席では、来校者との距離が異なる。相手との関係にもよりますが、近くに座る a の席の方が親近感を演出することができる。



○ 1 人对 2 人の場合

来校者の正面に対応者二人が座ると、緊張感が高まる。

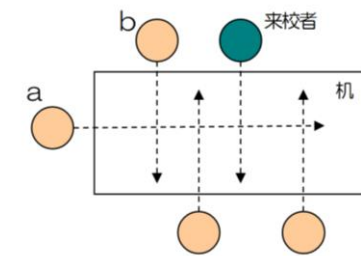
対応者は a の席と、正面から少しずれた b の席に座る。



○ 1 人对多数の場合

1 人の来校者に対し、多くの対応者が前に座ると来校者が孤立し、責められている感覚になる。

来校者の正面は避けつつ、a の席や、場合によっては来校者の隣 (b) に座ることも、来校者を安心させることになる。



2.10 対応が難しい場面の例、対応方法

対応が難しい場合、県教育委員会と連携して対応方針を整理します。

なお、社会通念上許容される範囲を超えた言動（次ページ以降参照）に該当する場合は、顧問弁護士等の知見を活用しながらその後の対応を検討します。

●謝罪や今後の対応について文書での回答を要求された場合

- ・文書で全てを表現することは難しく、不完全な内容が伝わった場合、混乱を招く可能性があるため、原則として、保護者等個人に向けた文書での回答は行わない。
- ・児童生徒・保護者等全体に向けて学校の方針を伝えることは有効。

●頻繁に長時間に及ぶ訴えを受ける場合

- ・対応が長時間に及ぶことが予想される場合は、最初に対応できる時間を伝えておく。
- ・時間が守られない場合は、対応の中止を検討する。
- ・社会通念上許容される範囲を超えた言動に該当する場合は、法的な観点も踏まえ、その後の対応を検討する。

●威圧的な態度や、大きな声で怒鳴る等の行為を受ける場合

- ・安易に相手の要求を受け入れるのではなく、組織の方針に従った対応を行う。
- ・部屋の出入り口付近では対応しない。
- ・再三の注意に応じない場合、対応の中止を検討する。
- ・社会通念上許容される範囲を超えた言動に該当する場合、法的な観点も踏まえ、その後の対応を検討する。

●マスコミへ対応する場合

- ・対応窓口を管理職の一人に一本化し、このことを教職員全員に徹底する。
- ・マスコミに提供する情報の内容は、事前に県教育委員会と連携する。

●金銭を要求された場合

- ・学校だけの判断で補償等を承諾しない。（補償や賠償には議会の承認が必要になるケースがある。）
- ・教職員個人に対する支払いの要求には対応できない。
- ・金額が少額であっても応じない。
- ・金銭の要求を受けた場合は、速やかに県教育委員会に連絡し、その後の対応を協議する必要がある。

●相手に暴力的な行為や破壊的な行為が見られる場合

- ・ただちに行為の中止を求める。
- ・改善が見られない場合、対応を中止し、警察等の関係機関に連絡する。
- ・暴力行為等につながる可能性がある場合は、事前に警察と連携しておくとともに、対応者からの合図を決めておくなど、すぐに通報できる体制を整えておく。